

令和7年4月より、

- ◎ 長期優良住宅認定通知書等
- ◎ 低炭素建築物新築等計画認定通知書等
- ◎ 風致地区内行為許可書
- ◎ 建築物省エネ法適合判定通知書等

市長印の押印を廃止します。

情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく建築確認等の手続の取扱いについて（技術的基準）国住指第357号により、公印の押印が削除されることに伴い、本市が発行する上記通知書等の**市長印の押印を省略します。**

旧通知書

見本

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

認定通知書（既存）

認定番号 第25-1-0000号
認定年月日 令和7年4月1日

(※) 確認番号 第 年 月 日 号
建築主事の氏名

横浜 太郎 様

横浜市長 山中 竹 春

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

- 申請年月日 令和7年3月14日
- 申請者の住所 横浜市中区本町6丁目50番地10
- 認定に係る住宅の位置 横浜市 中区本町6丁目50番地10
- 認定に係る住宅の構造 鉄骨造
- 共同住宅等に係る申請にあっては、認定対象住戸番号
- 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあっては、工事種別 新築
- 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあっては、新築又は増築・改築の時期
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第1項の規定による定めを行った年月日 令和7年3月1日

(※) は法第6条第4項において使用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

新通知書

見本

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

認定通知書（既存）

認定番号 第25-1-0000号
認定年月日 令和7年4月1日

(※) 確認番号 第 年 月 日 号
建築主事の氏名

横浜 太郎 様

横浜市長 山中 竹 春

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

- 申請年月日 令和7年3月14日
- 申請者の住所 横浜市中区本町6丁目50番地10
- 認定に係る住宅の位置 横浜市 中区本町6丁目50番地10
- 認定に係る住宅の構造 鉄骨造
- 共同住宅等に係る申請にあっては、認定対象住戸番号
- 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあっては、工事種別 新築
- 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあっては、新築又は増築・改築の時期
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第1項の規定による定めを行った年月日 令和7年3月1日

(※) は法第6条第4項において使用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

押印なし

※偽造防止措置を講じた用紙を使用しています。

【このチラシに関する問合せ先】

横浜市建築局建築企画課 建築環境担当 TEL 045-671-4526